

<届出様式 記入説明書>

新設又は変更のいずれかを線で消して下さい。
(例: 特定工場新設(変更)、特定工場新設(変更))

様式 B

特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)

明石市長 殿

代表者以外の届出の場合には、届出者と代理届出者のそれぞれ氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載するとともに、代表者からの届出についての一切の権限を委任する旨の委任状を添付して下さい。

年 月 日

窓口に提出する日

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(担当者)

(電話番号)

実質的な担当者の課名、氏名、電話番号

今回の届出に該当する法律条項以外は線で消してください。

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所		
2	特定工場における製品(加工修理工業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)		
3	特定工場の敷地面積		m ²
4	特定工場の建築面積		m ²
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日	造成工事等	年 月 日
		施設の設置工事	年 月 日
※	整理番号	※	備考
※	受理年月日		
※			

【2. 特定工場における製品】

工場で製造加工を行う全ての製品名を具体的に記載して下さい。又、日本標準産業分類の4ケタ番号で説明して下さい。

製品の変更を行う場合は欄を変更前、変更後に区分し、それぞれ記載して下さい。

※印欄は記入しないで下さい。

【7. 工場団地の面積並びに、、、、】

特例団地に立地する以外は必要なし。

【3. 4. 特定工場の敷地面積、建築面積】

小数点以下は切り捨て、1の位まで記載。

変更の場合は、欄を左右に区分し、左欄には変更前の面積を記載し、右欄には変更後の面積を記載して下さい。(以下同じ)

なお、当該面積の変更が生じない届出であっても同様に記載して下さい。

【1. 特定工場の設置の場所】

市名から番地まで及び工場名を記載して下さい。

また、受理通知書を送付しますので郵便番号も併せて記載して下さい。ただし、設置場所に受理通知書を送付するのが不適当な場合は、受理通知書の送付先の住所、郵便番号を届出者欄にその旨記載して下さい。

埋立、造成工事を行う場合は造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の工事を行う場合は施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載して下さい。

工事の開始とは次のような各種工事毎にそれぞれ連続して行われる作業のうち最初の作業を始めることです。

- ①埋立工事の開始は、シートパイルの打ち込み、海底の地盤改良、ケーソンの沈設、土砂等の投入の各作業のうちいずれか早いものを始めること。
- ②造成工事の開始は、土地の掘削、土盛、地ならしの各作業のうちいずれか早いものを始めること。
- ③生産施設若しくは、生産施設以外の施設の設置工事の開始は、当該施設の建設のための基盤打ち作業を始めること。
- ④生産施設以外の既存の施設が用途変更により生産施設となる場合の工事開始は、用途変更により、新たに必要とされる機械、設備建築物等の新設、改造又は移動の作業を始めること。
- ⑤敷地面積の変更を行う日とは移転登記の日です。

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)	増減面積 (㎡)
	セー		
生産施設の面積の合計		㎡	㎡

【生産施設の名称】

生産施設の名称は、下記のような単位でその名称を記載して下さい。

- ①高炉による一貫製鉄工場にあっては、製鉄施設(高炉)、製鋼施設(転炉)、熱間圧延施設、冷間圧延施設、製管施設等をそれぞれ一つの単位。
②ナフサから一貫して誘導品を製造する石油化学工業にあっては、エチレン造装置、芳香族抽出装置、ポリエチレン製造装置等をそれぞれ一つの単位。
③パルプ、紙製造工場にあっては、碎木施設、蒸解施設、薬品回収施設、抄紙施設等をそれぞれ一つの単位。
④生産工程が工場建屋単位で独立している機械工場等の場合は、それぞれの工場建屋を一つの単位として取り扱う。

【施設番号】

施設番号は、セー1からはじまる一連番号を記載して下さい。ただし、法第8条第1項の変更の届出の場合は、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がある時は、当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がない時は届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載して下さい。

変更の届出の場合、変更が生じない生産施設は記載する必要はありません。

【記載例】

1. 石油化学工場の場合

生産施設の名称	施設番号
エチレン製造装置	セー1
分解炉	セー1-1
急速冷却装置	セー1-2
圧縮機	セー1-3
精製装置	セー1-4
配管	セー1-5
ポリエチレン装置	セー2
圧縮機	セー2-1
重合装置	セー2-2
分離精製装置	セー2-3
仕上装置	セー2-4
配管	セー2-5
— — — —	— — —
— — — —	— — —

2. セメント工場の場合

生産施設の名称	施設番号
原料粉末室	セー1
スラリータンク	セー2
粘土ドライヤー	セー3
— — — —	— — —
— — — —	— — —

【面積(㎡)】

面積は、生産施設の単位毎とその単位を構成する主要施設毎に記載します。変更の届出の場合は、変更前の欄には同じ生産施設単位内の変更である場合(施設番号が変わらない場合)はその生産施設の単位の変更前の面積を記載し、新たな単位の生産施設を設置する場合は「なし」と記載して下さい。また、変更後の面積欄には増減面積ではなく、変更後の生産施設の単位的面積を記載して下さい。

主要施設(枝番号施設)の面積の変更による場合も同様です。

【増減面積(㎡)】

増減面積は、法第8条及び附則第3条の規定に基づく変更の届出の場合のみ記載して下さい。

この場合、今回の変更が増設の場合は、増加面積を表わす正の数字を、面積の減少の場合(廃棄等)は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合(スクラップアンドビルド)は、減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載して下さい。

【記載例】

面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
変更前	変更後	
1,000	1,500	+500
なし	1,500	+1,500
1,000	500	△500
1,000	1,500	△500+1,000
3,000	5,000	△1,000+3,000

【生産施設の面積の合計】

生産施設の面積の合計は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後のそれぞれの欄に、当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載して下さい。

《兼業の場合》

生産施設面積率(γ)又は計算係数(α)が異なる生産施設単位がある場合(兼業)は、増減面積欄の右に備考欄を設け、生産施設単位ごとに届出る製品名に対応する製品名を記載して下さい。また、用役施設(ボイラー等)については、供給先の生産施設番号を備考欄に記載して下さい。

【緑地の名称】

緑地の名称は、緑地の種類と設置場所を区画毎に具体的に記入して下さい。
緑地の種類とは、自然林、樹林地、低木地、芝生、芝樹林混植地等です。
設置場所とは工場敷地の東側周辺部、事務所前、球型タンク横、用役エリア
周り等です。

【施設番号】

施設番号は、緑地については「リー-1」、緑地以外の環境
施設については「カー-1」とし、それぞれ1から始まる一連番
号を記載して下さい。

別紙2

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を 除く。）の名称	施設番号	面積（㎡）
	リー	
緑地面積（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の合計		㎡
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の名称	施設番号	面積（㎡）
	ジー	
様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の面積の合計		㎡
緑地面積の合計		㎡
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積（㎡）
	カー	
緑地以外の環境施設の面積の合計		㎡
環境施設の面積の合計		㎡

【緑地以外の環境施設の名称】

この名称は、池、噴水、野球場、テニスコート等、具体的に記載して下さい。
また、灯籠、石組等はそれらが含まれる遊歩道、公園等と記載して下さい。
ただし、環境施設は区画がなければ該当しないケースがありますので注意して下さい。

【面積(㎡)】

面積は区画毎に記載して下さい。
変更届における変更前及び変更後の記載の方法は生産施設の記入に準じて下さい。

【様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地】

環境施設以外の施設と重複する緑地（屋上緑化、駐車場緑化等）は、この欄に記載して下さい。

《合計》

合計は、生産施設の面積の合計に準じて記載して下さい。

法第8条第1項の変更届の場合は、既に届出た施設で変更が生じていないものについては、記載する必要はありません。

【配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況などの関係】

この関係は、環境施設の配置と工場の周辺の地域の住宅、学校、病院等の施設の設置の状況、海、河川、山等の存在、その他の土地利用状況との関係を簡単に説明して下さい。

2 環境施設の配置

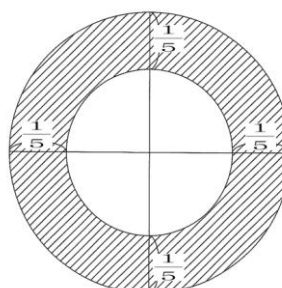
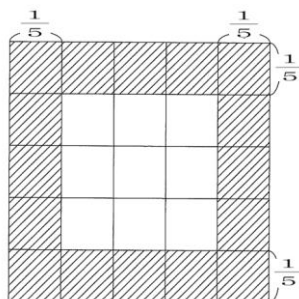
敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設の番号	
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	㎡
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況などの関係	

- 備考 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
2 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とすること。この場合において、「セー1」とあるのは、緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）にあつては「リー-1」と、様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地にあつては「ジー-1」と、緑地以外の環境施設にあつては「カー-1」と読み替えるものとする。

【整地の周辺部に配置する環境施設の各施設の番号】

この番号は、当該工場の敷地周辺部に配置する環境施設（緑地及び緑地以外の環境施設）の施設番号を記載して下さい。
この場合の敷地周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分です。

【例 敷地周辺部（ 部分）】



下記書類は、特例工業団地に立地する場合にのみ必要です。
 ※明石市内に該当する工業団地がないため、原則不要(令和3年現在)



別紙 3

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称				
工業団地の所在地				
工業団地の面積	m ²			
工業団地内の全工場又は 全事業場の敷地面積の合計	m ²			
工業団地共通施設の面積の合計	m ²			
うち 緑 地	面 積			
緑地以外の環境施設	面 積	m ²	種 類	
その他の共通施設	面 積	m ²	種 類	
その他の施設	面 積	m ²	種 類	
工業団地の環境施設の配置に 関する概略図その他の説明				

備考 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

(参考)

工業団地に工場等を設置する場合における特例の算定式

①敷地面積

当該工場等の敷地面積＋規則第7条に規定する工業団地共通施設の面積

$$\times \frac{\text{当該工場等の敷地面積}}{\text{工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計}}$$

②緑地の面積

当該工場等の緑地の面積＋規則第7条に規定する工業団地共通施設のうち緑地の面積

$$\times \frac{\text{当該工場等の敷地面積}}{\text{工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計}}$$

③環境施設の面積

当該工場等の緑地の面積＋規則第7条に規定する工業団地共通施設のうち環境施設の面積

$$\times \frac{\text{当該工場等の敷地面積}}{\text{工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計}}$$

様式例第1

【2 製品名】

届出書に記載した製品名を記載して下さい。

【1 生産開始の日】

今回の変更に係る生産施設等の生産開始日を記載して下さい。

事業概要説明書

1	生産開始の日							年	月	日		
2	主要製品別生産能力及び生産数量											
	製品名			生産能力			生産数量					
3	水源別工業用水使用量 計 (単位: トン/日)											
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海水					
4	電力の使用量 計 (単位: KWH/日)											
	買電による電力使用量					自家発電による電力使用量						
5	従業員数 計 (単位: 人)											
	職員		男		女		工員		男		女	

【2 生産能力・生産数量】

生産能力及び生産数量は各々の業種に応じて通常用いる単位で記載して下さい。(例、トン/日等)

また、変更の届出にあたっては、変更前変更後に区分し、それぞれの数字を記載して下さい。

なお、一製品について、能力及び数量は同一単位で表わして下さい。

【3 水源別工業用水使用量】

循環水も回収水となりますので含めて下さい。

また、変更の届出の場合、変更前、変更後を表わして下さい。

【5 従業員数】

職員とは事務に従事している人、工員とは直接生産に従事している人と解して下さい。

- 備考1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。(例 トン/日、 m^3 /月/等)
 2 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4を用いて下さい。

【特定工場敷地面積】

届出書に記載された面積と同数字になります。

【うち自己所有地】

現在所有している土地及び今回用地を取得する場合は、その土地も含まれます。
借地等は除外して下さい。

様式例第3

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	m ²	うち自己所有地	m ²
都市計画法上の区域区分 (*右記の該当項目を○で囲んでください。)	①工業専用地域 ②工業地域 ③準工業地域 ④住居系地域 ⑤商業系地域 ⑥市街化調整区域 ⑦未線引都市計画区域 ⑧都市計画区域外 ⑨都市計画なし		
特定工場用地利用状況説明図 		特定工場の用に供する土地の説明 【特定工場用地利用状況説明図】 届出工場の周辺2km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校、病院、公園等の用地、住宅地、工場用地等の土地利用状況を明示して下さい。 また、右欄で説明した都市計画の用途指定についても表わして下さい。 なお、縮尺は1万分の1程度のものをご用意下さい。	
縮尺 1 /		【特定工場用の用に供する土地の説明】 土地の説明には、現在の届出工場の都市計画法に基づく用途指定及び周囲の用途指定を説明して下さい。 また、東西南北に分けて、工場周辺の状況を具体的に記入して下さい。 敷地面積の変更が生じる場合は、移転登記日、又は賃貸借契約日の予定日を記載して下さい。 工場団地等に立地している又は立地する場合は、造成主体及び団地名を記載して下さい。 新しく用地を取得した場合は、用地の取得年月日を記載して下さい。	

- 備考 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
- 2 都市計画法上の用途地域を記入して下さい。
- 3 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入して下さい。
- 4 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺2km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示して下さい。

【施設の名称】【施設番号】

施設の名称及び番号については、今回の届出について、すべてを記載するとともに、別紙1～3に記載した名称及び施設番号を記載して下さい。

【工事の日程】

工事期間中の年月を記載して下さい。

様式例第4

特定工場の新設等のための工事の日程

年 月		工 事 の 日 程																																										
		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月																																	
工事の種類																																												
造成（埋立）工事																																												
生産施設の設置工事		【工事の日程】 日程欄は、工事の種類ごとに⇄印で表わして下さい。この場合、それぞれ工事の開始と終了の日を付記するとともに、生産施設の工事であれば、その施設の運転開始の日も明記して下さい。（例示参照） また、既存施設を廃棄する場合には、その施設の廃棄工事の日程も記載して下さい。 （記載例） <table border="1"> <tr> <td></td><td>5日</td><td>10日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td colspan="2">⇄</td><td>11日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td colspan="2"></td><td>運転開始</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>											5日	10日										⇄		11日											運転開始							
	5日											10日																																
	⇄		11日																																									
			運転開始																																									
施設の名称	施設番号																																											
環境施設・緑地の設置工事																																												
施設の名称	施設番号																																											
その他の主要施設の設置工事																																												

- 備考 1. 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を⇄印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。
- なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記して下さい。
- また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。
2. 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～2に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。
3. 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類の欄に明記して下さい。
4. 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。